

2013年11月 日  
日本現代中国学会  
理事長 高見澤 磨

会員各位

会誌（研究年報）『現代中国』掲載論文のデジタル（電子）化等に向けてのお願い

## 記

2013年10月26日・27日の日本現代中国学会（以下「本学会」という）第63回全国学術大会（福岡大学）に際して開催された全国理事会ならびに総会（ともに10月26日開催）におきまして、組織検討委員会および編集委員会の原案に基づいて審議がなされ、本学会誌『現代中国』のデジタル（電子）化の方向性が決定・承認されましたことをご報告いたします。また、具体的には以下のように実施して参りますが、状況に鑑みて、今後とも適宜修正を加えていくべきと考えています。

### I 今回の諸規定の改正について

本学会「著作権規定」が同日改正され、「論文等の著者は、当該論文等を掲載した刊行物が刊行されたのち、原則として1年間を経過してから論文等を電子媒体を含むあらゆる媒体上に転載してよい」（第3条（3.））こととなり、著作に採録する場合などを例外として「翌日」から転載可能であった従来の規定が改正されましたことをご報告いたします。

標記のデジタル（電子）化の件につきましては、「投稿規定」「4. 著作権について」などの同日の改正に基づき、本学会といたしましては下記のように対応させていただきます。

### II 今後の具体的なお願いについて

以下では、今後の対応と過去にさかのぼっての対応とに分けて本学会から「お願い」をさせていただきます。

#### 1) 今後の対応について

##### ① 『現代中国』第88号以降の投稿について

少なくとも当分の間、自由投稿原稿に限らず論文等につきましては、共通論題報告

などを依頼するときや投稿が採用された場合に、論文等のデジタル（電子）化につき、著作権者である著者に許諾の可否を個々の著者に会編集委員会よりおたずねすることになりました（「投稿規定」の「4. 著作権について」）。

#### ② リポジトリ登録について

自著（単著）に収めるか、または所属先のリポジトリに登録する場合、かならず本学会編集委員会にご連絡ください。また、後者のリポジトリ登録の場合、その公開は1年間は避けていただくようお願いいたします（前述の改正「著作権規定」および「投稿規定」の「4. 著作権について」）。

#### ③ 博士論文（以下「学位論文」という）の場合の例外的対応

ご承知のように、『学位規則』（昭和28年文部省令第9号）の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）がすでに施行され、教育研究成果の電子（デジタル）化およびオープンアクセス化を推進していくために、2013年4月1日以降に、博士の学位を授与された者は博士論文をインターネットの利用により公表することなどが義務付けられるようになりました。

これに対応するために、本学会でも学位を授与した研究・教育機関の定めるところにより、学位論文をデジタル（電子）化してインターネット上で容易に閲覧が可能な状態となっているか、またはオンデマンドが可能な状態となっている場合には、当該学位論文の全部または一部をそのまま投稿するか、または一部修正して投稿したのも「未発表論文」とみなし、投稿の対象とすることになりました（「投稿規定」の「1. 自由投稿原稿」など）。但し、すでに出版物として公刊されている場合には「既発表論文」とみなします。

- 2) 過去の『現代中国』第87号以前の取り扱いにつきましては、今後すみやかに本学会事務局でデジタル（電子）化について、執行部において具体的な公開方法について検討し、また過去にさかのぼって許諾を求めるなど、具体的に対応していくことになりました。

上記の点につきまして、よろしくご了解いただきたく存じます。

なお、ご意見・ご質問のある場合は、本学会事務局あてにお問い合わせいたします。

以上